

御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金

一次避難所（町内会単位の公民館・公会堂など）

修繕・設備工事・災害復旧

【修繕】一次避難所の修繕等に係る工事費

- ・施設のバリアフリー化
(出入口のスロープ設置、施設内の段差解消等)
- ・雨漏り
- ・床（板床を畳へ、床板や畳の張替え等）
- ・雨どい
- ・耐震化
- ・感染症予防対策に伴う施設修繕
- ・その他、施設本体の修繕

【設備工事】トイレ等設備の設置又は修繕に係る工事費

- ・トイレ（和式を洋式へ修繕・障がい者トイレ設置等）
- ・窓（雨戸設置・二重サッシ化）
- ・空調設備設置（給湯器・エアコン設置・固定型暖房機設置）
- ・設備回り修繕（電気・水道・ガス）
- ・その他、避難所として機能する設備の整備

【災害復旧】一次避難所が災害により損壊したと認められた場合であって、復旧にかかる工事費

補助率 [予算の範囲内において1施設当たり100万円を限度]

【修繕】【設備工事】補助対象経費に1/2を乗じて得た額

【災害復旧】補助対象経費に9/10を乗じて得た額

○補助対象施設に該当する補助金の交付は、1自主防災会当たり1回限りとする。